17川監公第8号 平成17年4月11日

監査の結果について (公表)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥宮京子

同 本間悦雄

同 西村英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 総合企画局

市民局

健康福祉局(児童部)

まちづくり局(市街地開発部、施設整備部、指導部)

交通局

選挙管理委員会事務局

議会事務局

監査の範囲 平成16年度執行の財務事務(必要に応じて他の年度も対象とする。)

監査の期間 平成17年1月4日から

平成17年3月24日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。 その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 指名選定委員会の運用規程を見直すべきもの

総合企画局が所管する委託契約事務を執行するに際し、公正かつ適正な 執行を確保するために指名選定委員会を設置して、契約方法の認定や指名 業者の選定について審議することとされている。また、その運用に必要な 事項は総合企画局指名選定委員会運用規程に定められている。

同様に市民局及び健康福祉局においても、委託契約事務等を執行するに際して、それぞれ指名選定を行う委員会を設置しており、その運用についてもそれぞれの指名選定委員会運用規程により定められている。

総合企画局及び市民局においては、契約しようとする相手が、当該事務

事業を遂行するために組織された実行委員会又は市が出資している法人等 (以下「出資法人」という。)であるときは、当該規程により原則として 指名選定委員会に諮ることを要しないとされている。

また、健康福祉局においては、非営利団体等を契約先として予定するものは、当該規程により指名選定委員会の審議対象としないとされている。

しかしながら、実行委員会、出資法人及び非営利団体等についても、各団体の業務執行能力、他の者の指名の可能性等について、公正かつ適正な契約執行を確保するという観点から指名選定委員会により審議するべきであることから、規程を見直されたい。

なお、他の部局で設置している同様の指名選定委員会についても、指名 選定の方法について十分に検討されたい。

(総合企画局企画部広域企画課、市民局市民生活部庶務課、健康福祉局総 務部庶務課)

2 前渡金精算事務について適正に行うべきもの

支出の特例である資金前渡による前渡金の支出を受けた前渡金管理者は、 川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第95条第1項により、毎月必 要とする前渡金にあっては翌月7日までに、その他のものにあっては用件 終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類ととも に所管収入役等に提出しなければならないとされている。

しかしながら、事業所・企業統計調査に従事した調査員及び指導員の手 当等について、資金前渡による支出の精算を行っていない事例が多数見受 けられた。支出を受けた前渡金を長期にわたり精算せずに放置しておくこ とは、事故を誘発するおそれがあり、資金前渡を受けた現金の管理には細 心の注意を払うとともに、前渡金の精算は確実に実施されたい。

なお、これまでの定期監査で対象とした部局に対して同様の指摘を行っ

ているが、いまだ改善が図られていないので、他の部局においても留意されたい。

(総合企画局企画部統計情報課)

3 委託料の支出を適正に行うべきもの

川崎市消費生活展運営業務委託は、市民の消費生活に関する知識の普及を図り、市民の消費生活の向上に資することを目的に、川崎市消費生活展実行委員会に委託しているものである。

委託料の支出に当たって、その全額を債務金額が確定しているものとして前金払により支出していたが、履行期限直前になって残余金が生ずることになったため、見積書を変更するとともに、当初の契約金額から残余金を除いた金額に変更契約を締結していた。

また、前年度においても同様の変更契約を行っていた。

しかしながら、変更契約の手続きを経ずに、当初から精算を伴う概算払 とすることの方が合理的であることから、委託契約に当たっては適正な事 務処理を図られたい。

(市民局消費者行政センター)

4 契約事務について適正に行うべきもの

平和に係る海外文献・資料等の収集及び翻訳等に関する委託契約は、海外の平和にかかわる図書、資料等を収集し、市民に提供することにより、恒久平和への理解と認識を高めることを目的としているもので、平成11年度から随意契約により、同一業者に委託しているものである。

この契約事務については、業務完了届が提出され業務完了確認を実施しているものの、作業日報等の提出がないため収集事務作業などの履行確認がなされていない事例、購入文献リストと現物との突合及び購入金額の確認を怠っていた事例、さらに、平成14年度以降、毎年見積書に備品として

パソコン購入費を計上していたが、その必要性について精査することなく 認めていた事例等が見受けられたので、仕様書における業務項目の作成、 業務完了に伴う履行確認及び見積書の精査を適切に行うとともに、業者に 対する指導及び監督を行うなど契約事務について適正に行われたい。

なお、購入した海外文献の一部は、平和館内の図書コーナーに展示され、閲覧に供されてはいるが、大半は館内の地下所蔵庫に収納されたままとなっていた。

こうした現状は、市民への情報提供という本来の趣旨を実現しているとは言い難いので、これらの文献等の積極的な活用方法について検討されたい。

(市民局平和館)

5 歳入事務を適正に行うべきもの

歳入の調定は、性質上事前調定が不可能なものを除いて、納入の通知及び現金の収納に先立って行うものである。

保育料等の歳入事務については、福祉総合情報システムにより納入通知書等を作成し、総合財務会計システムにより調定の手続を行っているが、納入通知日より後の日付で調定伺書が作成されている事例が多数見受けられた。

総合財務会計システムは、予算から決算までを総合的に管理しているため、誤った調定が決算等に反映してしまうおそれもあることから、歳入事務を適正に行われたい。

(健康福祉局児童部児童保健福祉課、同保育企画課、中央児童相談所、南部児童相談所)

6 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第94条第1項により、前渡金管理者は、前渡金を直

ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

児童手当の支払状況について見たところ、毎回規定どおりに前渡金管理 者が預金口座に保管していた。

しかしながら、極めて多額な金額を受領し、数日後に支払を行っていた。 当該課の他の手当等における前渡金については、即日処理をしていることから、児童手当の支払についても、事故防止のため支払日に合わせて前 渡金を受領するなど適正な事務処理手続について検討されたい。

(健康福祉局児童部児童保健福祉課)

7 保育料の収納確保に努めるべきもの

保育料については、債権確保のため滞納者に対し督促状又は催告状の送付に加え、園長等による個別面談及び夜間の電話催促を行うなど収納対策の強化を図っている。その結果、平成2年度の95.5%をピークに下がり続けていた収納率は、若干改善されつつあるものの平成15年度には90.2%となっている。

更なる収納率向上のため、口座振替による納入の普及を図るほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により平成17年4月1日から保育料の収納事務を私人へ委託できることから、コンビニエンスストアでの収納など保護者の利便性を考慮した納付方法を検討するなど、収納確保に向けた取組みに努められたい。

(健康福祉局児童部保育企画課)

8 委託料の前金払を概算払に改善すべきもの

川崎市乳幼児健康支援一時預かり事業委託料等については、受託者がその運営に係る経費をあらかじめ必要であるとの理由から、前金払により支出を行っていた。

しかしながら、各契約書において「当該年度の末日にこれを精算しなければならない」と規定されており精算時に金額が確定するものであるため、概算払により支出を行うよう改善されたい。

(健康福祉局児童部保育企画課)

9 委託契約方法を改善すべきもの

保育園における消防設備等保守点検業務委託については、施設の状況に 精通していること、対応が迅速であること等を理由に、消防設備設置以来、 設備設置業者のみから見積書を徴して随意契約により業務を委託していた が、当該業務は消防設備設置業者以外の業者も実施可能なものである。

また、川崎市営住宅等消防用設備等保守点検業務委託については、防火管理・防災についての長年の専門的知識や経験を最大限に活かせること及び業務委託料が低廉であることを理由に、1者による随意契約で行われていた。しかしながら、当該業務も同様に他の業者においても実施可能なものであり、また、他の業者から見積りを徴し価格比較を行うなどの検証を行っていないため委託料が低廉か否かも明らかではなかった。

随意契約はあくまでも例外的な契約の方式であり、慎重に適用する必要がある。契約の公正性、透明性等を確保するために、競争入札により執行するなど契約方法を改善されたい。

なお、他の部局で行われている同様の消防用設備等保守点検業務委託についても、契約の締結に当たっては契約方法等について十分に検討されたい。

(健康福祉局児童部保育運営課、まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

10 施設維持管理業務委託契約の内容及び方法を改善すべきもの

川崎駅西口地区エスカレーター等維持管理業務委託は、川崎駅西口再開発ビルと隣接しているエスカレーター及び公共空地について、保守点検業

務、清掃業務及び監視を含む運行管理業務を行うものであり、同ビル管理 組合からビル管理業務を受託している業者との間で、随意契約を行ってい る。随意契約の理由は、同ビルの維持管理と一体で行うことで緊急時に迅 速な対応等が可能であり、また、同ビル内の施設において監視業務が可能 であること等から経費の節減が図られるためとしている。

しかしながら、保守点検業務及び清掃業務については、必ずしも緊急時の迅速性が求められるものではなく、また、経費の節減効果の検証はなされていない。さらに、当該契約の期間と管理組合が締結している契約期間が完全には一致していないため、契約期間中での管理組合側の契約業者変更により随意契約の理由の一つである緊急対応が確保できなくなる可能性もあるなど、随意契約で執行する場合に必要な妥当性の検討が不十分であると思われる。各業務における緊急対応の必要性などの検討及び経費面での検証を行い、契約の内容及び方法について改善されたい。

(まちづくり局市街地開発部市街地整備課)

11 業者選定及び契約書の作成を適正に行うべきもの

産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項により、運搬については収集運搬の資格を有する者に、処分については処分の資格を有する者にそれぞれ委託しなければならないとされている。廃石綿等の特別管理産業廃棄物についても同様に、同法第12条の2第3項により、資格を有する者にそれぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理委託については、 業者選定において当該業務全般を履行するための資格を有する者を選定し ていなかった。この結果、指名競争入札により落札した業者は、産業廃棄 物については収集運搬と処分の資格をともに有していたが、特別管理産業 廃棄物については処分の資格を有していなかったため、特別管理産業廃棄物の処分については、入札に参加していない別の業者を処分業者とする3 者契約を締結していた。

川崎市交通局指名業者選定要綱第3条においても、指名業者の選定に当たっては、当該契約についての履行能力に留意しなければならないとされていることから、一定の資格を必要とする業務を委託するために業者選定を行う場合には、各業務の有資格者を選定するよう改善されたい。

また、産業廃棄物の運搬又は処分の委託をする場合には、同法施行令 (昭和46年政令第300号)第6条の2第3号により、契約書に運搬の最終 目的地の所在地、最終処分に関する事項等を記載すること及び受託者の資格を確認し得る書面を添付することが義務付けられている。

しかしながら、各営業所のごみ収集業務委託、廃棄タイヤ処理委託等に おいて、契約書に最終処分に関する事項等が記載されていない事例及び産 業廃棄物処分業許可証の写し等が添付されていない事例が多数見受けられ た。

産業廃棄物等の処理を委託する場合には、契約書に記載漏れ等がないよう留意されたい。

(交通局企画管理部経理課、自動車部営業課、同運輸課)